新市建設計画の変更箇所

表紙

該当ページ	変更後
表紙	令和７年３月変更

第１章　序論

２．計画策定の方針　（３）計画の期間

該当ページ	変更後
Ｐ１０	本計画の期間は、平成１８年度から令和１２年度までの２５年間とします。

第４章　新市建設の基本方針

４．人口の見通し　（１）人口と世帯

該当ページ	変更後
Ｐ４７	①　総人口 国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（令和５年推計）」によると、新市の総人口は、今後も減少傾向で推移し、平成１２年の９０，９４３人から、計画の最終年度である令和１２年には６１，１３９人になると見込まれています。 ②　年齢階層別人口 年齢階層別にみると、出生率の低下や平均寿命の伸長により少子高齢化が一層進むことが予想され、１４歳以下の年少人口は平成１２年の１２，８０２人（１４．１％）から令和１２年には４，３０７人（７．０％）に、１５～６４歳の生産年齢人口は平成１２年の５８，４６９人（６４．３％）から令和１２年には３０，７６６人（５０．３％）に、６５歳以上の老年人口は平成１２年の１９，６６８人（２１．６％）から令和１２年には２６，０６６人（４２．６％）になると見込まれています。

該当ページ	変更前
表紙	平成２７年１２月変更

該当ページ	変更前
Ｐ１０	本計画の期間は、平成１８年度から平成３７年度までの２０年間とします。

該当ページ	変更前
Ｐ４７	①　総人口 国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成２５年３月推計）」によると、新市の総人口は、今後も減少傾向で推移し、平成１２年の９０，９４３人から、目標年度である平成３７年には６８，１００人になることが想定されます。 ②　年齢階層別人口 年齢階層別にみると、出生率の低下や平均寿命の伸長により少子高齢化が一層進むことが予想され、１４歳以下の年少人口は平成１２年の１２，８０２人（１４．１％）から平成３７年には５，８６０人（８．６％）に、１５～６４歳の生産年齢人口は平成１２年の５８，４６９人（６４．３％）から平成３７年には３５，６８０人（５２．４％）に、６５歳以上の老年人口は平成１２年の１９，６６８人（２１．６％）から平成３７年には２６，５６０人（３９．０％）になることが想定されます。

<table>
<tr><th>該当ページ</th><th>変更後</th></tr>
<tr><td>Ｐ４７</td><td>③　世帯数
世帯数については、核家族化の進行等により増加傾向が続いていましたが今後は減少が見込まれ、平成１２年の２６，７５２世帯から令和１２年には２６，２８０世帯になることが想定されます。
また、一世帯当人数については、平成１２年の３．４０人から令和１２年には２．３３人に減少することが想定されます。</td></tr>
<tr><td>Ｐ４８</td><td>

人口と世帯

（単位：人、世帯、人/世帯）

項目＼年	平成１２年	平成１７年	平成２２年	平成２７年	令和２年	令和７年（推計）	令和１２年（推計）
総人口	90,943	87,332	82,866	77,499	72,356	66,487	61,139
年少人口（１４歳以下）	12,802 (14.1%)	10,917 (12.5%)	9,457 (11.4%)	7,992 (10.3%)	6,650 (9.2%)	5,353 (8.1%)	4,307 (7.0%)
生産年齢人口（１５～６４歳）	58,469 (64.3%)	54,688 (62.6%)	50,131 (60.5%)	43,739 (56.4%)	38,815 (53.6%)	34,365 (51.7%)	30,766 (50.3%)
老人人口（６５歳以上）	19,668 (21.6%)	21,707 (24.9%)	23,178 (28.0%)	25,544 (33.0%)	26,891 (37.2%)	26,769 (40.3%)	26,066 (42.6%)
世帯数	26,752	27,264	27,309	27,294	27,572	27,193	26,280
一世帯当人数	3.40	3.20	3.03	2.84	2.62	2.45	2.33

注）平成１２年から令和２年は実績値（各年国勢調査結果（総務省統計局））。推計値は、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（令和５年推計）」等から推計した。％は小数点以下２位を四捨五入して算出しているほか、不詳等が含まれるため、合計が１００％にならない場合がある。

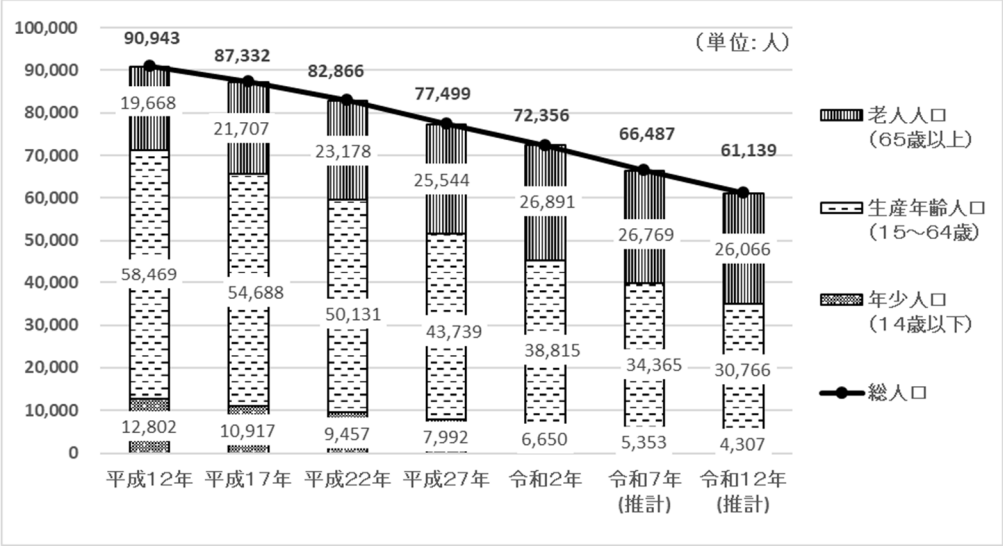

</td></tr>
</table>

該当ページ	変更前
Ｐ４７	③　世帯数 　世帯数については、核家族化がさらに進むことが見込まれ、平成１２年の２６，７５２世帯から平成３７年には２６，６００世帯になることが想定されます。 　また、一世帯当人数については、平成１２年の３．４０人から平成３７年には２．５６人に減少することが想定されます。
Ｐ４８	**人口と世帯** （単位：人、世帯、人／世帯、％） 注）平成１２年及び平成１７年、平成２２年は実績値。推計値は、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成２５年３月推計）」により推計したものであり、１０人及び１０世帯単位としている。％は小数点以下２位を四捨五入して算出しているため、合計が１００％にならない場合がある。

項目＼年	平成１２年	平成１７年	平成２２年	平成２７年	平成３２年	平成３７年	年平均伸び率 H12~H17	年平均伸び率 H17~H27	年平均伸び率 H27~H37
総人口	90.943	87.332	82.866	78.000	73.180	68.100	△ 0.81	△ 1.12	△ 1.35
年少人口（１４歳以下）	12.802 (14.1%)	10.917 (12.5%)	9.457 (11.4%)	8.090 (10.4%)	6.810 (9.3%)	5.860 (8.6%)	△ 3.14	△ 2.95	△ 3.17
生産年齢人口（１５~６４歳）	58.469 (64.3%)	54.688 (62.6%)	50.131 (60.5%)	44.300 (56.8%)	39.540 (54.0%)	35.680 (52.4%)	△ 1.33	△ 2.08	△ 2.14
老人人口（６５歳以上）	19.668 (21.6%)	21.707 (24.9%)	23.178 (28.0%)	25.610 (32.8%)	26.830 (36.7%)	26.560 (39.0%)	1.99	1.67	0.36
世帯数	26.752	27.264	27.309	27.200	27.010	26.600	0.38	△ 0.02	△ 0.22
一世帯当人数	3.40	3.20	3.03	2.87	2.71	2.56	-	-	-

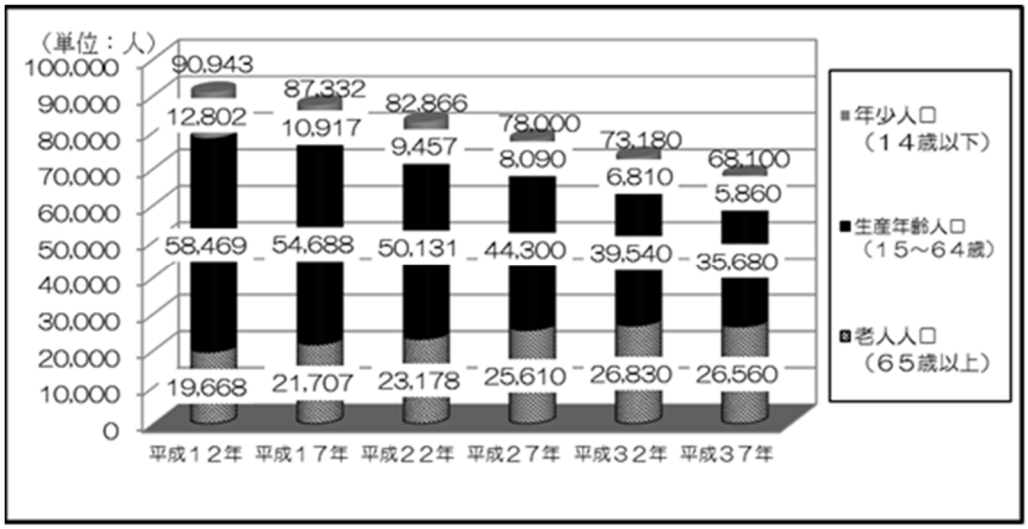

４．人口の見通し　（２）就業人口

該当ページ	変更後
Ｐ４９	就業人口については、第１次産業は平成１２年の５，９２０人（１２．８％）から令和１２年には３，３１７人（１１．７％）に、第２次産業は平成１２年の１２，４７２人（２６．９％）から令和１２年には６，５９２人（２３．２％）に、第３次産業は平成１２年の２７，５８８人（５９．５％）から令和１２年には１７，４３８人（６１．５％）になることが想定されます。

就業人口

（単位：人、％）

項目＼年		平成１２年	平成１７年	平成２２年	平成２７年	令和２年	令和７年（推計）	令和12年（推計）
就業人口総数		46,340	44,074	39,730	38,217	35,218	31,023	28,374
	第1次産業	5,920 (12.8%)	5,689 (12.9%)	4,779 (12.0%)	4,211 (11.0%)	3,719 (10.6%)	3,528 (11.4%)	3,317 (11.7%)
	第2次産業	12,472 (26.9%)	11,116 (25.2%)	9,346 (23.5%)	9,040 (23.7%)	8,123 (23.1%)	7,250 (23.4%)	6,592 (23.2%)
	第3次産業	27,588 (59.5%)	27,036 (61.3%)	24,535 (61.8%)	23,454 (61.4%)	22,130 (62.8%)	19,135 (61.7%)	17,438 (61.5%)
就業率		51.0%	50.5%	47.9%	49.3%	48.7%	46.7%	46.4%

注）平成１２年から令和２年は実績値（各年国勢調査結果（総務省統計局））。推計値は、平成２７年及び令和２年国勢調査結果等から推計した。％は小数点以下２位を四捨五入して算出しているほか、分類不能等が含まれるため、合計が１００％にならない場合がある。

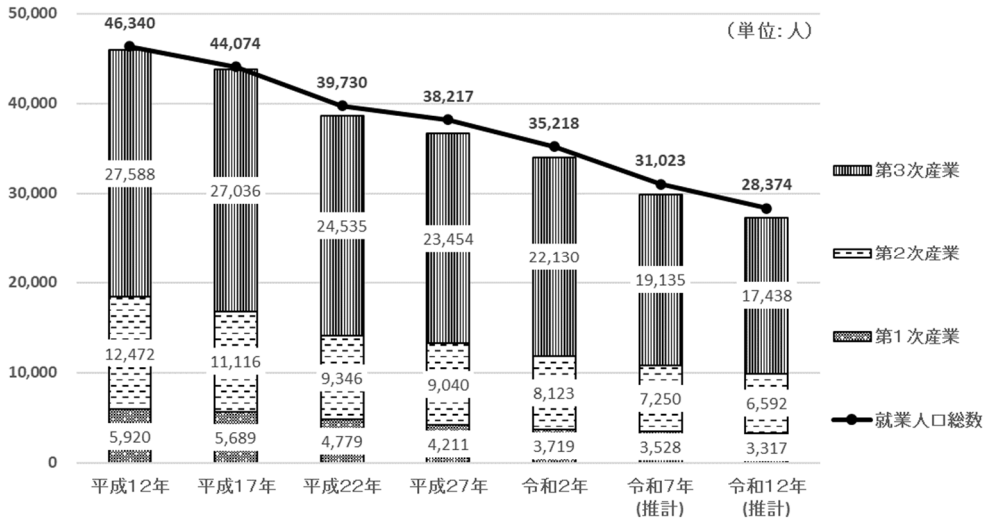

該当ページ	変更前
Ｐ４９	就業人口については、第１次産業は平成１２年の５，９２０人（１２．８％）から平成３７年には３，５６０人（１１．４％）に、第２次産業は平成１２年の１２，４７２人（２６．９％）から平成３７年には７，０７０人（２２．６％）に、第３次産業は平成１２年の２７，５８８人（５９．５％）から平成３７年には２０，６３０人（６６．０％）になることが想定されます。

就業人口

（単位：人、％）

項目＼年	平成１２年	平成１７年	平成２２年	平成２７年	平成３２年	平成３７年	年平均伸び率 H12~H17	年平均伸び率 H17~H27	年平均伸び率 H27~H37
就業人口総数	46.340	44.074	39.730	35.450	32.930	31.260	△ 1.00	△ 2.15	△ 1.25
第1次産業	5.920 (12.8%)	5.689 (12.9%)	4.779 (12.0%)	4.380 (12.4%)	3.850 (11.7%)	3.560 (11.4%)	△ 0.79	△ 2.58	△ 2.05
第2次産業	12.472 (26.9%)	11.116 (25.2%)	9.346 (23.5%)	8.400 (23.7%)	7.600 (23.1%)	7.070 (22.6%)	△ 2.28	△ 2.76	△ 1.71
第3次産業	27.588 (59.5%)	27.036 (61.3%)	24.535 (61.8%)	22.670 (63.9%)	21.480 (65.2%)	20.630 (66.0%)	△ 0.40	△ 1.75	△ 0.94
就業率	51.0%	50.5%	47.9%	45.4%	45.0%	45.9%	-	-	-

注）平成１２年及び平成１７年、平成２２年は実績値。推計値は、トレンド法等により推計したものであり、１０人及び１０世帯単位としている。％は小数点以下２位を四捨五入して算出しているため、合計が１００％にならない場合がある。

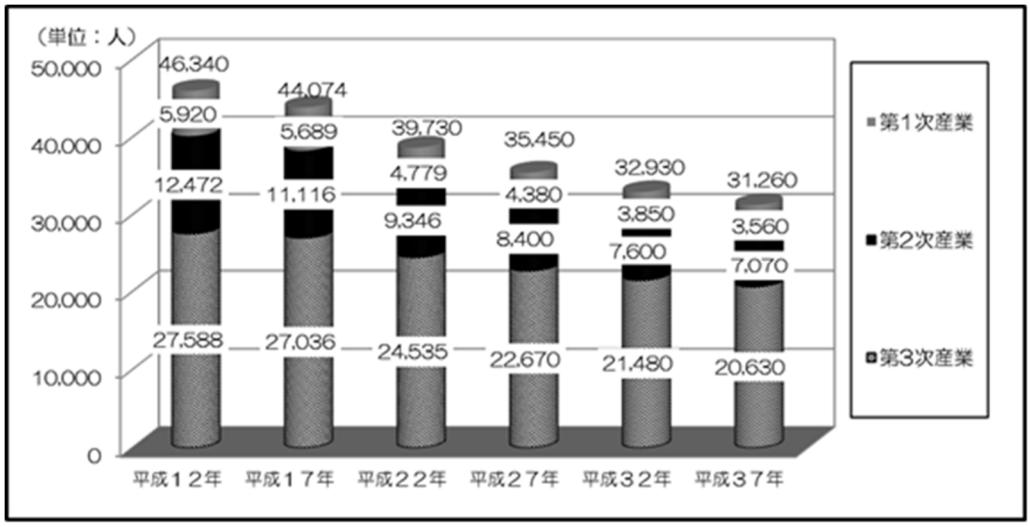

第５章　新市の施策

３．歴史と創造性が光る教育文化のまち　（５）スポーツの振興

該当ページ	変更後
Ｐ６７	同時に、総合型地域スポーツクラブ（地域住民が主体となって運営し、だれもが各自のニーズに応じて多様なスポーツ活動を行うことのできるスポーツ団体）について、関係団体等の連携のもと、設置の検討を進めるほか、団体に満たない少人数利用を含め、住民ニーズの多様化に適応した利用しやすいスポーツ施設の整備充実を図る観点から、類似施設や老朽化施設の整理統合・建替えの推進及び各施設間の柔軟な運用連携の具体化や、各種スポーツ団体・クラブや指導者の育成・確保など、スポーツ活動の場と機会の充実に努めます。
Ｐ６７	なお、平成２２年に本県で開催された国民体育大会では、ボート・男子ハンドボール・カヌースラロームの３競技が本市を会場とし、住民のスポーツ意識が大いに高まったため、引き続き、全国規模の大会の誘致・開催を図りながら、必要な関連施設の整備充実に努めます。
Ｐ６８	**【主要施策】** **■大規模な大会誘致及び必要な関連施設の整備**

第７章　公共施設の統合整備の基本的考え方

該当ページ	変更後
Ｐ８８	**○　統合整備事業に伴って未利用となった既存施設については、香取市公共施設等総合管理計画に基づき有効活用等を図るほか、必要に応じて除却を検討します。**

第８章　財政計画

１．前提条件　（１）基本的考え方

該当ページ	変更後
Ｐ９０	税制及び国・県の制度等は、変更の時期や詳細が明らかなものを除き、現行の行財政制度を基本に財政計画を作成しています。

該当ページ	変更前
Ｐ６７	同時に、総合型地域スポーツクラブ（地域住民が主体となって運営し、だれもが各自のニーズに応じて多様なスポーツ活動を行うことのできるスポーツ団体）について、関係団体等の連携のもと、設置の検討を進めるとともに、住民ニーズに即したスポーツ施設の整備充実及びネットワーク化による有効活用、各種スポーツ団体・クラブや指導者の育成・確保など、スポーツ活動の場と機会の充実に努めます。
Ｐ６７	一方、平成２２年に開催が予定されている国民体育大会（ボート競技・男子ハンドボール競技）への対応については、住民のスポーツ意識を高め、新市全体で受入体制の確立と気運の醸成を図るとともに、関連施設の整備充実に努めます。
Ｐ６８	**【主要施策】** **■国民体育大会の受入体制・施設の整備**

該当ページ	変更前
Ｐ８８	（追加）

該当ページ	変更前
Ｐ９０	現在、国においては、地方税財政制度改革（三位一体の改革）として、「地方交付税制度の見直し」や「地方への税財源の移譲」、「国庫支出金の見直し」が議論されていますが、これらは、現時点では不透明感が強く、内容を分析して将来の財政計画に反映させることは困難であるため、現行の行財政制度を基本に財政計画を作成しています。

１．前提条件　（２）計画の前提条件　①計画期間

該当ページ	変更後
Ｐ９０	財政計画の計画期間は、新市建設計画の計画期間及び合併特例債の発行措置期間と同様に、合併後２５年度間（平成１８年度から令和１２年度まで）としています。

１．前提条件　（２）計画の前提条件　②物価上昇率・経済成長率について

該当ページ	変更後
Ｐ９０	近年は物価が上がる傾向にありますが、長期的な物価変動を予測することは困難なことから、物価上昇率については考慮していません。

１．前提条件　（３）各項目の前提条件　【歳入】

該当ページ	変更後
Ｐ９１	③　各種交付金 各種交付金は、県税の利子割分の一部について交付を受ける利子割交付金、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う減収の補填措置として交付を受ける地方特例交付金、県税の自動車税環境性能割の一部について交付を受ける自動車税環境性能割交付金、道路交通法の反則金から交付される交通安全対策特別交付金等があります。 各種交付金については、現行制度を基本に見込んでいます。 ④　地方交付税 地方交付税は、地方公共団体ごとの財源の均衡を図り、かつ必要な財源を保障するために、国から交付されるお金です。地方交付税には、一定の算式により交付される普通交付税と、災害や合併等特別の財政事情に応じて交付される特別交付税があります。 地方交付税については、現行の交付税制度を基本に、普通交付税及び特別交付税の合併に係る財政措置を見込んでいます。また、合併特例債の元利償還金に対する交付税措置についても見込んでいます。 （削除）
Ｐ９２	⑦　国・県支出金 国・県支出金は、特定の事業等を行うために国や県から交付される補助金、交付金のことをいいます。 国・県支出金については、過去の実績を踏まえるとともに、歳出の補助事業に連動して推計しています。

該当ページ	変更前
Ｐ９０	財政計画の計画期間は、新市建設計画の計画期間及び合併特例債の発行措置期間と同様に、合併後２０年度間（平成１８年度から平成３７年度まで）としています。

該当ページ	変更前
Ｐ９０	いわゆる右肩上がりの経済発展の時代を過ぎ、最近では物価が下がる傾向にあることから、物価上昇率については考慮していません。

該当ページ	変更前
Ｐ９１	③　各種交付金 各種交付金は、県税の利子割分の一部について交付を受ける利子割交付金、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う減収の補填措置として交付を受ける地方特例交付金、県税の自動車取得税の一部について交付を受ける自動車取得税交付金、道路交通法の反則金から交付される交通安全対策特別交付金等があります。 各種交付金については、現行制度を基本に見込んでいます。 ④　地方交付税 地方交付税は、地方公共団体ごとの財源の均衡を図り、かつ必要な財源を保障するために、国から交付されるお金です。地方交付税には、一定の算式により交付される普通交付税と、災害や合併等特別の財政事情に応じて交付される特別交付税があります。 地方交付税については、現行の交付税制度を基本に、普通交付税及び特別交付税の合併に係る財政措置を見込んでいます。また、合併特例債の元利償還金に対する交付税措置についても見込んでいます。 なお、合併市町村には、合併後の一定期間、普通交付税の算定についての特例措置（合併算定替）が設けられていますが、当該普通交付税の額については、特例措置が段階的に縮減される平成２８年度から５年間の削減率を加味して算出しています。
Ｐ９２	⑦　国・県支出金 国・県支出金は、特定の事業等を行うために国や県から交付される補助金、交付金のことをいいます。 国・県支出金については、過去の実績を踏まえるとともに、合併に伴う３町分の生活保護費分等に係る額を加算するほか、国の合併市町村補助金、県の合併市町村交付金を見込んでいます。

該当ページ	変更後
Ｐ９２	⑩　地方債 　地方債は、学校や道路などを建設する場合のように、長期間にわたって利用することができ、多額の経費が必要なものの財源に充てるための借金のことです。 　地方債については、通常債（※２）のほか、新市建設計画に基づく合併特例債（※３）や過疎地域持続的発展計画に基づく過疎対策事業債（※４）を見込むとともに、現行の地方財政制度を基本に臨時財政対策債（※５）を見込んでいます。 （※２）通常債：地方財政法第５条によって発行が認められる地方債。 （※３）合併特例債：新市建設計画に基づく、合併に伴い必要となる事業に充当する地方債。元利償還に対する後年度交付税措置など、通常債に比べ優遇措置がある。 （※４）過疎対策事業債：過疎地域持続的発展計画に基づいて実施する事業に充当する地方債。元利償還に対する後年度交付税措置など、通常債に比べ優遇措置がある。 （※５）臨時財政対策債：地方財源の不足に対処するため、発行される地方財政法第５条の特例となる地方債。通常の地方債とは異なり、一般財源として取り扱うこととなっており、その元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税に算入されることとなっている。

１．前提条件　（３）各項目の前提条件　【歳出】

該当ページ	変更後
Ｐ９３	①　人件費 　人件費は、地方公務員の給与や退職金等に要する経費のことです。 人件費については、合併後、退職者の補充をできるだけ抑制し、職員数の削減、定年延長制度等の影響額を見込んでいます。 ②　物件費 　物件費は、旅費、事務用物品の購入費、光熱水費、業務委託費等に要する経費のことです。 　（削除）

該当ページ	変更前
Ｐ９２	⑩　地方債 　地方債は、学校や道路などを建設する場合のように、長期間にわたって利用することができ、多額の経費が必要なものの財源に充てるための借金のことです。 　地方債については、通常債（※２）及び新市建設計画に基づく合併特例債（※３）を見込むとともに、現行の地方財政制度を基本に臨時財政対策債（※４）を見込んでいます。 （※２）通常債：地方財政法第５条によって発行が認められる地方債。 （※３）合併特例債：新市建設計画に基づく、合併に伴い必要となる事業に充当する地方債。元利償還に対する後年度交付税措置など、通常債に比べ優遇措置がある。 （追加） （※４）臨時財政対策債：地方財源の不足に対処するため、発行される地方財政法第５条の特例となる地方債。通常の地方債とは異なり、一般財源として取り扱うこととなっており、その元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税に算入されることとなっている。

該当ページ	変更前
Ｐ９３	①　人件費 　人件費は、地方公務員の給与や退職金等に要する経費のことです。 　人件費については、合併後、退職者の補充をできるだけ抑制し、職員数の削減、合併による特別職等の削減効果等の影響額を見込んでいます。 ②　物件費 　物件費は、臨時職員の賃金のほか、旅費、事務用物品の購入費、光熱水費、業務委託費等に要する経費のことです。 　物件費については、合併による削減効果を見込むとともに、合併直後の臨時的経費等を見込んでいます。

該当ページ	変更後
Ｐ９３	④　扶助費 　扶助費は、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法などの法令に基づいて支出する経費です。地方自治体独自の支出も含まれます。 　（削除） ⑤　補助費等 　補助費等は、各種団体に対する補助金、加入団体に対する負担金等に要する経費のことです。 　（削除） ⑥　公債費 　公債費は、地方債の元金の返済、利子の支払いに要する経費のことです。 公債費については、新市建設計画事業等に伴う地方債の新たな借り入れによる償還額による影響額を見込んでいます。
Ｐ９４	⑩　投資的経費 　投資的経費は、道路、橋りょうなどの新設改良や、学校、文化施設等の公共施設の建設などに要する経費（普通建設事業費）及び災害復旧に要する経費をいいます。 　普通建設事業費については、合併特例債や過疎対策事業債等を活用した事業を見込んでいます。

２．歳入　３．歳出

別紙のとおり改める。

巻末

該当ページ	変更後
	令和７年３月変更 千葉県香取市 総合政策部企画政策課

該当ページ	変更後
Ｐ９３	④　扶助費 　扶助費は、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法などの法令に基づいて支出する経費です。地方自治体独自の支出も含まれます。 　扶助費については、合併に伴う３町分の児童扶養手当・生活保護費を加算して見込んでいます。 ⑤　補助費等 　補助費等は、各種団体に対する補助金、加入団体に対する負担金等に要する経費のことです。 　補助費等については、合併に伴う削減効果を見込んでいます。 ⑥　公債費 　公債費は、地方債の元金の返済、利子の支払いに要する経費のことです。 公債費については、合併前に借り入れた地方債に係る償還予定額と、合併後の新市建設計画事業等に伴う地方債の新たな借り入れによる償還額による影響額を見込んでいます。
Ｐ９４	⑩　投資的経費 　投資的経費は、道路、橋りょうなどの新設改良や、学校、文化施設等の公共施設の建設などに要する経費（普通建設事業費）及び災害復旧に要する経費をいいます。 　普通建設事業費については、合併特例債の活用を見込んだ事業や、その他の経常的な事業を見込んでいます。

巻末

該当ページ	変更後
	（追加） 総務企画部企画政策課

別紙

２．歳入

【変更後】

（単位：百万円）

	平成17年度	平成22年度	平成27年度	令和2年度	令和7年度（推計）	令和12年度（推計）
地方税	8,479	8,852	8,324	9,001	8,887	8,312
地方譲与税	864	476	411	414	410	410
各種交付金	1,805	1,353	1,875	2,062	2,562	2,562
地方交付税	7,603	8,849	10,131	8,651	9,894	9,941
分担金及び負担金	353	301	267	101	78	77
使用料及び手数料	528	488	463	231	232	234
国庫支出金	1,579	4,089	7,626	13,208	4,879	4,936
県支出金	1,225	1,531	2,143	3,321	2,857	2,743
繰入金	1,951	35	2,100	1,902	1,767	2,374
諸収入	927	784	866	960	760	678
地方債	2,415	3,599	5,320	2,023	3,449	5,370
その他	1,289	1,063	1,593	1,898	1,435	942
歳入合計	29,018	31,420	41,119	43,772	37,210	38,579

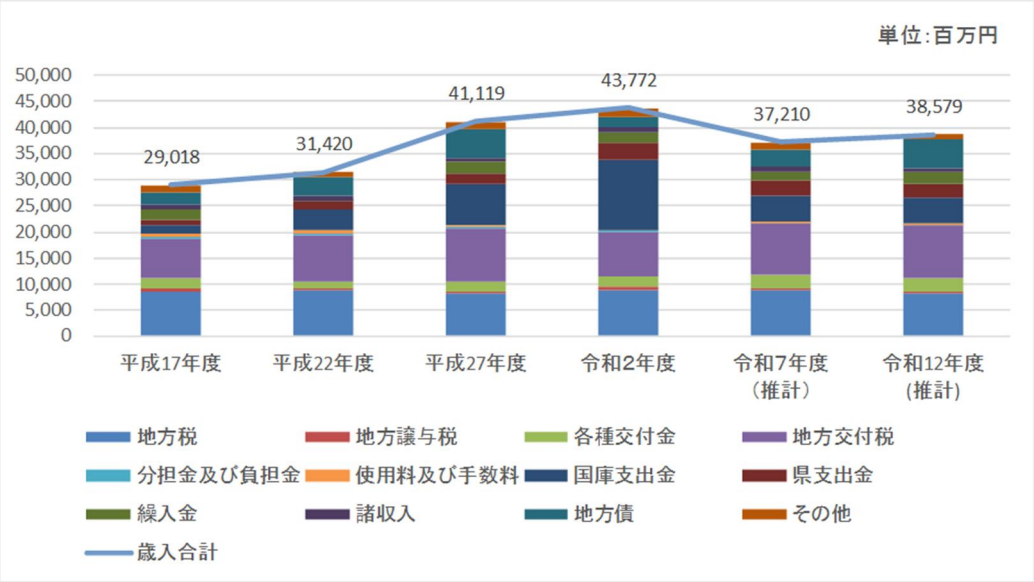

【変更前】

(単位：百万円)

	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
地方税	8,492	9,568	9,515	9,273	8,852	8,425	8,302	8,446	8,472	8,306
地方譲与税	1,197	541	519	486	476	464	433	413	394	370
各種交付金	1,793	1,571	1,418	1,374	1,353	1,263	1,129	1,241	1,305	1,569
地方交付税	8,010	7,425	7,568	8,115	8,171	12,830	9,693	9,692	8,792	10,158
分担金及び負担金	334	341	343	307	301	283	301	298	280	257
使用料及び手数料	520	536	593	567	488	435	455	435	454	456
国庫支出金	1,815	2,297	2,245	5,201	4,089	3,805	5,073	5,046	4,241	7,687
県支出金	1,013	1,270	1,386	1,497	1,532	2,609	2,836	2,386	1,663	1,822
繰入金	205	728	90	185	35	12	914	1,369	586	4,199
諸収入	1,547	1,006	1,387	1,456	1,846	3,034	4,230	3,124	2,804	2,424
地方債	2,449	2,697	2,573	2,665	3,599	2,780	6,091	4,761	5,006	7,458
歳入合計	27,375	27,980	27,637	31,126	30,742	35,940	39,457	37,211	33,997	44,706

	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度	36 年度	37 年度
地方税	8,249	8,341	8,027	7,985	7,940	7,715	7,640	7,590	7,362	7,316
地方譲与税	370	370	370	370	370	370	370	370	370	370
各種交付金	1,568	1,607	1,896	1,896	1,895	1,895	1,894	1,893	1,893	1,892
地方交付税	8,218	8,022	8,326	8,318	8,298	7,916	8,064	8,145	8,316	8,361
分担金及び負担金	257	257	257	257	257	257	257	257	257	257
使用料及び手数料	456	456	456	456	456	459	459	459	459	459
国庫支出金	4,155	4,224	4,366	3,986	3,638	3,503	3,552	3,608	3,615	3,568
県支出金	1,828	1,781	1,811	1,732	1,641	1,631	1,639	1,647	1,646	1,636
繰入金	250	247	249	194	370	1,012	1,069	1,069	1,169	1,069
諸収入	2,025	1,699	2,114	1,899	1,228	1,094	1,059	1,101	1,054	1,068
地方債	6,438	5,392	5,376	4,276	2,414	2,340	2,364	2,559	2,494	2,298
歳入合計	33,814	32,396	33,248	31,369	28,507	28,192	28,367	28,698	28,635	28,294

３．歳出

【変更後】

（単位：百万円）

	平成17年度	平成22年度	平成27年度	令和2年度	令和7年度（推計）	令和12年度（推計）
人件費	7,234	6,034	4,832	5,345	4,945	4,746
物件費	2,702	2,734	3,742	3,941	4,848	4,241
維持補修費	139	137	176	202	235	233
扶助費	2,787	4,600	5,690	6,000	7,306	7,354
補助費等	4,551	4,576	5,287	14,916	6,508	9,246
公債費	2,476	2,814	3,016	3,728	4,471	4,462
積立金	975	280	4,127	487	758	811
投資及び出資金・貸付金	116	340	390	329	1,141	390
繰出金	3,232	3,207	3,972	2,953	3,299	3,365
投資的経費	3,665	4,273	6,808	2,777	3,699	3,731
うち特例債事業	0	768	3,899	408	2,291	27
歳出合計	27,877	28,995	38,040	40,678	37,210	38,579

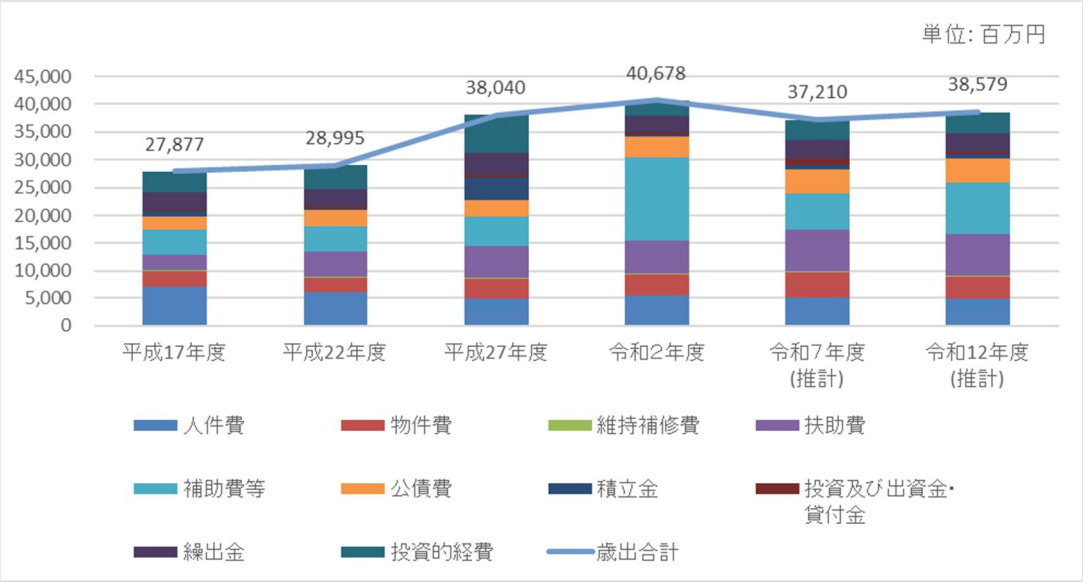

【変更前】

(単位：百万円)

	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
人件費	7,086	6,768	6,565	6,161	6,034	5,775	5,405	5,004	5,139	4,880
物件費	2,688	2,899	2,732	2,889	2,734	3,550	3,063	3,122	3,195	3,353
維持補修費	157	141	152	164	137	131	137	143	170	174
扶助費	3,314	3,458	3,526	3,607	4,600	5,273	5,025	5,156	5,558	5,619
補助費等	4,362	4,337	4,426	5,949	4,576	4,348	4,381	5,786	4,260	5,053
公債費	2,586	2,642	2,669	2,753	2,814	2,773	2,720	3,371	3,217	2,946
積立金	1,048	1,012	1,138	75	280	1,332	933	793	604	4,348
投資及び出資金・貸付金	145	196	205	345	340	295	321	299	414	408
繰出金	2,974	2,999	3,105	3,174	3,207	3,407	3,938	3,517	3,489	4,331
投資的経費(※)	2,122	2,647	2,242	4,184	4,273	4,361	9,772	6,964	5,555	11,828
うち特例債事業	123	361	472	1,002	768	776	3,822	3,048	3,063	5,381
歳出合計	26,482	27,099	26,760	29,301	28,995	31,245	35,695	34,155	31,601	42,940

	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度	36 年度	37 年度
人件費	4,685	4,669	4,592	4,410	4,364	4,210	4,070	4,048	3,889	3,780
物件費	3,163	3,182	3,119	3,056	3,105	3,074	3,043	3,043	3,013	2,982
維持補修費	180	189	193	199	205	210	216	222	228	235
扶助費	5,634	5,675	5,717	5,751	5,778	5,790	5,802	5,814	5,827	5,843
補助費等	4,043	3,776	3,799	4,460	3,755	3,730	3,655	3,690	3,717	3,777
公債費	3,154	3,345	3,941	4,194	4,432	4,516	4,662	4,732	4,757	4,785
積立金	304	105	106	107	107	106	106	105	104	103
投資及び出資金・貸付金	543	417	332	282	353	336	325	354	355	359
繰出金	3,679	3,769	3,857	3,973	4,081	4,172	4,239	4,296	4,381	4,427
投資的経費(※)	7,288	6,114	6,651	4,671	2,193	1,946	2,107	2,298	2,255	1,951
うち特例債事業	4,814	3,713	3,696	2,539	573	494	520	725	657	450
歳出合計	32,673	31,241	32,307	31,103	28,373	28,090	28,225	28,602	28,526	28,242

（※）事業費の算出については、現行計画・制度等を基本に行っており、今後の財政事情等により、事業費の変動が予想されます。